

2019年7月17日

報道関係各位

日本一般用医薬品連合会
日本OTC医薬品協会

令和2年度税制改正要望

厚労大臣にセルフメディケーション税制の延長と拡充を要望 すべてのOTC医薬品を税制対象に！ 下限額を0円に！

日本一般用医薬品連合会(会長:柴田仁)と日本OTC医薬品協会(会長:佐藤誠一)は7月17日、厚生労働省医政局の林俊宏経済課長に、根本匠厚生労働大臣宛の令和2年度税制改正要望書を提出しました。

要望の骨子は、1. セルフメディケーション税制の対象医薬品の拡大、2. 所得から控除する金額の計算方法の変更(下限額および上限額の変更)、3. 制度の延長、4. 手続きの簡素化、の4点です。

同税制の認知度は約71%まで向上しており、同税制利用群では、医療費が低下傾向にあることも確認できています^(注1)。しかしながら、同税制を「利用したい」方は約11%と、制度開始時よりも低下しています^(注2)。実際に確定申告者数は2年連続して約2万6千人と低調に推移しています。

本税制は令和3年(2021年)12月までの5年間の時限制度ですが、一般生活者の視点に立ち、より使いやすい制度となるよう、制度の延長と拡充を進める時期にきていると考えています。

— 要 望 事 項 —

1. セルフメディケーション税制の対象医薬品を現行のスイッチOTC医薬品からすべてのOTC医薬品に拡大すること。
具体的には、セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費を、要指導医薬品および一般用医薬品の購入の対価とすること。
2. 対象医薬品をすべてのOTC医薬品に拡大したうえで、購入費から差し引く下限額を現行の1万2千円から0円に引き下げ、控除の上限額を8万8千円から10万円に引き上げること。
あわせて、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額が1万2千円超の場合を本税制の対象とすること^(注3)。
3. 制度を恒久化すること。
4. 定期健康診断の結果通知表等、一定の取組を行ったことを明らかにする第三者作成書類の、確定申告書への添付や、確定申告書を提出する際の提示を不要とすること。
(e-Taxと同様に手元保管とする)

<本件に関するお問い合わせ先>

日本一般用医薬品連合会(担当:江上) 電話:03-3865-4911(代表)
日本OTC医薬品協会(担当:廣川) 電話:03-5823-4971(代表)



写真：左から柴田 仁 会長（日本一般用医薬品連合会）、林 俊宏 課長（厚生労働省医政局経済課）

写真の JPG データが必要な場合は、日本一般用医薬品連合会 info@jfsmi.jp までメールでご連絡ください。